

太陽光発電設備等の共同購入事業プロポーザル公募内容に関する質問について

令和7年2月12日

番号	質問項目	内容	回答
1	<p>公募要領 参加者要件関連 実績の有無</p>	<p>■■■■■は設立間もない会社 ですので会社としての太陽光発電設備等 の共同購入事業の実績がないのですが、 類似事業として代表取締役の■■■は、■■ ■■■■■にて自治体様とEV充電器シ ェアリング事業を展開する責任者を実 施、運用していますし、資材調達などを する■■■に関しては、■■■■■にて 販売施工店向け機材販売をする会社の社 長を行っていました。また施工等検査な どアドバイスをする■■■に関しては、■■ ■■■■■にてPPAにて太陽光設置を推進す るとともに、■■■■■で エネルギーマネジメントアドバイザーの インストラクターとして施工者の教育等 も運用しています。■■■■■を担当する パートナー■■■に関しては、■■■を中心に 店舗型太陽光販売の役員をしておりまし た。このような業務実績を有するものが 連携して対応させてもらおうと思いま すが、実績的に問題ないでしょうか。こ のように知見・経験をもつパートナーと共 同事業体として共同購入プログラムを推 進していきたいと考えております。上記に 加え、コールセンター業務は ■■■■■、より多くの登録者を 得るための地域住民への啓蒙活動に関し ては、■■■■■（実施内容は今後協 議）とともに実施して参ります。さらな る共同事業パートナーを得ていく予定と しております。</p>	<p>業務実績は、企画提案書にご記載くだ さい。 プロポーザル評価会議にて、貴社の説 明に基づき、評価会議構成員が評価しま す。</p>
2	<p>・仕様書 太陽光発電設備 等の施工管理・ 検査について</p>	<p>施工検査・報告に関してですが、基本 発電、売電していることが重要ですが、 それらを計測・モニタリングする機器に 関する項目がなくどのように考えたらい いでしょうか？ 目視検査では発電を保証できないので モニターやそれに準ずる遠隔監視を義務 づけすることで、検査や不具合の確認の 他、環境価値の計測による脱炭素化のカ ウントが必要だと思いがいでしょ うか？</p>	<p>貴社が行う「施工検査・報告」の内容 を企画提案書にご記載ください。</p>

3	<p>・仕様書 近隣自治体との 協業について</p>	<p>近隣自治体や地域レベルで協業して共同購入事業を展開していく可能性やご検討はありますか</p> <p>→ 実際の施工は地元企業の参画が中心になると考えられますが事業者が限られていた場合、実現が難しい可能性があると考えられます。 近隣自治体との連携による事業（対象エリアを広くとる）を展開できれば一定程度、広域な商圈をもつ事業者の参画を呼び込むことができコストメリットも期待できると考えられますがいかがでしょうか。</p>	<p>県は、市町村と連携して広報を行うことを検討しています。</p> <p>施工事業者については、企画提案事業者において適切に公募、選定いただくこととなりますので、企画提案書にご記載ください。</p>
4	<p>・公募要領 別表 評価基準 について</p>	<p>このような公募型プロポーザル事業において、最終選択を施主が行うのであれば、最優秀を1社選ぶのではなく、2～3社の共同購入事業者を採択して、事業者が選べる方式に関しては手法として考えられないでしょうか。平等性や再エネ導入なども考慮すると、ここも競争があるとモデルが進化して価格が安くなると思うのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>本事業の募集は1社としています。</p>
5	<p>・仕様書の4 (2) ③</p>	<p>県民向けのみを対象とした事業実施者として応募を出来ますでしょうか。 それとも、事業者向け対応が必須となりますでしょうか</p>	<p>「公募要領 第3 プロポーザルに係る事項 1 参加者要件」を満たしていれば、プロポーザルに参加することが可能です。</p> <p>ただし、企画提案書には、仕様書のとおり県民向け、事業者向け両方の対応について記載していただくことが必要となります。</p>